

# 令和6年度大館市介護保険施設等物価高騰対策事業（入所・通所・複合系）費 補助金交付要綱

## （趣旨）

第1条 この要綱は、物価高騰に伴い光熱水費等（施設の光熱水費、給湯等に係る灯油・重油購入費、車両燃料費及び清掃等の委託費をいう。以下同じ。）の負担が増加している介護保険施設等に対し、安定的な介護サービスの提供を維持するための緊急的な支援として、光熱水費等の一部を予算の範囲内において補助する大館市介護保険施設等物価高騰対策事業（入所・通所・複合系）費補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し、大館市補助金等の適正に関する規則（昭和62年規則第8号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

## （補助対象施設）

第2条 補助金の交付の対象となる施設（以下「補助対象施設」という。）は、申請日時点でおいて介護保険等の指定を受けて運営を継続している別表1に定める施設とする。

2 前項の規定にかかわらず、補助対象施設において提供するサービスについて、他の同種の補助金の交付を受けている又は受ける見込みである場合は、補助金を交付しない。

## （補助金の額）

第3条 補助金の額は、別表2に定めるところにより算出した基準額とする。

## （交付の申請等）

第4条 補助金の交付を受けようとする補助対象施設を運営する事業者（以下「申請者」という。）は、令和7年3月3日までに、令和6年度大館市介護保険施設等物価高騰対策事業（入所・通所・複合系）費補助金交付申請書兼実績報告書（様式第1号。以下「申請書」という。）に、次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

（1）施設別申請額一覧（様式第2号）

(2) 施設別個票（様式第3号）

2 次の各号のいずれかに該当する場合は、前項の規定による申請をすることができない。

(1) 大館市暴力団排除条例（平成23年条例第34号）に規定する暴力団又は暴力団員が運営に関与している施設

(2) 申請日時点で、令和7年3月31日以前に休止又は廃止を予定している施設

(交付決定等)

第5条 市長は、前条第1項の規定による申請があったときは、その内容を審査の上、補助金の交付の可否及びその額を決定し、補助金交付決定通知書（様式第4号）により申請者に通知するものとする。ただし、当該申請の内容に疑義がある場合には、市から当該申請者に連絡し、必要な資料の提出又は説明を求めるものとする。

(交付の条件)

第6条 補助金の交付の条件は、次に掲げるとおりとする。

(1) 補助金の交付に係る証拠書類等については、補助金の交付を受けた日の属する年度の翌年度から起算して5年間保管しておかなければならない。

(2) 補助金の交付の対象となった申請者が、令和7年3月31日までに予期せぬ理由による廃止、休止等により事業活動を停止した場合は、その旨を市長に報告するとともに、別表2の備考3に基づき基準額を算出し、過支給額を返還しなければならない。ただし、あらかじめ相当額を差し引いて補助金の交付を受けた場合を除く。

(3) 補助金の交付の対象となった経費と重複して他の補助金等の交付を受けてはならない。

(4) 補助金を光熱水費等以外に使用してはならない。

(5) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けてはならない。

2 前項に掲げるもののほか、市長は、必要に応じ補助金の交付に当たって条件を付することができる。

(補助金の請求)

第7条 第5条第1項の規定による交付決定の通知を受けた申請者（以下「補助事業者」

という。) が補助金の交付を受けようとするときは、請求書（様式第5号）を市長に提出しなければならない。

(補助金の返還等)

第8条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定を取り消し、既に交付した補助金がある場合は、その全部又は一部を返還させることができる。

- (1) 規則又はこの要綱の規定に違反したとき。
- (2) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。

(受給権の譲渡又は担保の禁止)

第9条 補助事業者は、補助金の交付を受ける権利を譲渡し、又は担保に供してはならない。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、市長の決裁のあった日から施行する。  
(この要綱の失効)
- 2 この要綱は、令和7年3月31日限り、その効力を失う。ただし、第6条第1項第1号及び第8条の規定については、同日以後もなおその効力を有する。

別表1（第2条関係）

施設区分	サービス種別
入 所 系	介護老人福祉施設
	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
	介護老人保健施設
	介護医療院
	認知症対応型共同生活介護
	特定施設入居者生活介護
	地域密着型特定施設入居者生活介護
	短期入所生活介護
	養護老人ホーム
	軽費老人ホーム
複 合 系	小規模多機能型居宅介護
	看護小規模多機能型居宅介護
通 所 系	通所介護
	地域密着型通所介護
	認知症対応型通所介護
	通所リハビリテーション
備 考	
1	市が設置する高齢者施設（指定管理の施設を除く。）は、補助対象外とする。
2	空床利用型の短期入所生活介護事業所、医療系サービスみなし指定事業所は、補助対象外とする。
3	各介護予防サービスは、補助対象外とする。

別表2（第3条関係）

施設区分	基 準 額
入 所 系	定員1名当たり13,000円に申請日時点の定員数を乗じた額
複 合 系	宿泊サービス定員1名当たり13,000円に申請日時点の定員数を乗じた額+通いサービス定員1名当たり9,000円に申請日時点の定員数を乗じた額
通 所 系	定員1名当たり9,000円に申請日時点の定員数を乗じた額

備 考

- 1 複数のサービス種別を運営している施設は、サービス種別毎の基準額を合算して申請することができるものとする。
- 2 市内で複数の施設を運営している場合は、各施設の基準額を合算して申請することができるものとする。
- 3 新規開始、休止又は廃止により、令和6年度における運営期間が11か月以下となる場合は、上記の基準額に運営月数（月の半分以上の日数を運営している月は運営月数に含める）を乗じて12で除した額を基準額とする。  
なお、感染症患者等の発生により、保健所等の指示や助言等に基づき、施設等を臨時休業した場合等については、上記の施設等の休止には含まないものとする。また、基準額に1円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるここととする。